

瀬戸市環境衛生審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 18 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 6 号

瀬戸市環境衛生審議会規則の一部を改正する規則

瀬戸市環境衛生審議会規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第 3 条 審議会は、委員 <u>10 人</u> 以内で組織する。</p> <p>（委員）</p> <p>第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <u>各種団体の役員</u> 3 人以内</p> <p>— <省略></p>	<p>（組織）</p> <p>第 3 条 審議会は、委員 <u>16 人</u> 以内で組織する。</p> <p>（委員）</p> <p>第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>— <u>市議会の議員</u> <u>2 人以内</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <u>関係行政機関の職員</u> <u>2 人以内</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <u>婦人団体の役員</u> 3 人以内</p> <p>— <u>市の職員</u> <u>2 人以内</u></p> <p>— <省略></p>

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。